

## ◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2009年11～12月号 (Vol.35)

2009年12月24日

JETRO デュッセルドルフセンター

### 目次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

JETRO デュッセルドルフセンター知的財産部 HP <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/> も併せてご利用ください。

#### ◀ 特許 ▶

- ・ EU競争力理事会，欧州及びEU特許裁判所の設置及びEU特許につき部分合意
- ・ 産業界が「環境技術と欧州の雇用」と題する報告書を公表
- ・ 日本と欧州特許庁，特許審査ハイウェイ試行開始に合意
- ・ フィンランドとハンガリー，特許審査ハイウェイ試行開始に合意
- ・ オーストリアとハンガリー，特許審査ハイウェイ試行開始に合意
- ・ 欧州特許庁，PCT出願の補充国際調査を含む新料金体系を公表
- ・ 欧州特許庁，五庁協力のウェブサイトを公開
- ・ 欧州特許庁，欧州電気通信標準化機構（ETSI）と覚書を締結

#### ◀ 意匠・商標 ▶

- ・ OHIM，WIPOと商標分類の協力を合意

#### ◀ 模倣品・海賊版対策 ▶

- ・ 欧州委員会，知的財産権エンフォースメント報告書2009を公表

#### ◀ 特許情報・電子出願 ▶

- ・ スイス知的財産庁，2008/09年年報公表
- ・ セルビア知的財産庁，2008年年報公表
- ・ フィンランド特許庁，2008年年報公表

#### ◀ その他 ▶

- ・ 英国知的財産庁の新長官にジョン・アルティ氏

【編集後記】

欧州とりわけEUにとって、2009年は節目の年となりました。12月1日にリスボン条約が発効してベルギーのファン・ロンバウ氏が欧州理事会の初代常任議長に、また英国のキャサリン・アシュトン女史が同外務・安全保障政策上級代表にそれぞれ就任すると同時に、欧州共同体等のいわゆる「柱構造」が消滅するという、大きな構造変化が起きました。知財分野でもこの影響により、EU域内での単一特許として議論されてきた「共同体特許」が「EU特許」という新しい名前に生まれ変わりました。

そして、そのわずか3日後の12月4日には、EU競争担当相理事会がEU特許と欧州・EU特許裁判所の設置に部分合意するという今年一番の大きなニュースがありました。欧州の産業界は、この部分合意を重要な前進としながらも、残された多くの課題、とりわけ翻訳言語問題の早期解決を求めています。リスボン条約の発効後の新しいEU運営条約においては、言語の取決めについて理事会の全会一致を必要とすることが規定されていることに加え、2010年前半のEU議長国となるスペインは、欧州特許庁(EPO)の公式言語である英語、ドイツ語、フランス語に翻訳要件を限定することに対してこれまでも強い反対をしており、調整の難航も懸念されています。いずれにしても、さらなる前進の成否を握る議長国スペインの今後の動向に注目が集まっています。

2009年のもうひとつの大きな話題が特許審査ハイウェイ(PPH)でした。三極長官会合でEPOと日本国特許庁(JPO)との間で合意したほか、欧州の庁と欧州以外の庁との間で8つのルートが開通し、欧州の庁同士でも2つのルートで合意されるなど、PPHネットワークが拡大しました。さらに、三極特許庁間でPCTの成果物(ISR)に基づくPPH申請について合意がなされたことにより、今後のPPHの利用価値が一層向上すると考えられます。また、特許制度調和の議論は依然として停滞している状況にありますが、PPHの普及・拡大により、参加庁同士が互いに審査結果を比較・評価する機会が日常化すれば、審査の実務面からの国際調和が図られていくことも期待されます。

さて、2010年は新生EUの実力が試される新たなスタートの年です。「世界で最も競争力がありダイナミックな知識経済」を目標として2000年に定められた成長と雇用のためのリスボン戦略の10年計画が終了し、現在、2020年までの次の10年計画が議論されていますが、EUは環境技術を中心とした産業競争力の強化へ向けた本格的な取組みに着手することが予想されます。そして、知財はこのような技術を支える基盤として、ますますその重要性が認識されることになるでしょう。

JETROデュッセルドルフセンター知的財産部は、来年も、多様かつ複雑な動きを見せる欧州各国の知財情報をいち早く正確に捉えて皆様へお届けする所存です。

皆様の御健勝を祈念申し上げるとともに、引き続いてのご愛顧をよろしく願いたします。

欧州知的財産ニュースは、JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(川俣・山崎)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、[patent\\_tcd@jetro.go.jp](mailto:patent_tcd@jetro.go.jp) までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じて責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

## 《特許》

### ・ EU競争力理事会、欧州及びEU特許裁判所の設置及びEU特許につき部分合意

EU競争力理事会は、12月4日、欧州及びEU特許裁判所の設置及びEU特許につき部分合意したと発表した。合意内容には、欧州及びEU特許裁判所(The European and EU Patents Court: EEUPC)の設置形態、及びEU特許の更新手数料の加盟国への配分方針などを含むが、EU特許の翻訳言語問題については、別規則で扱われるとして含まれていない。

今まで欧州には、27カ国が加盟するEUの枠組みとは別に、欧州特許庁(EPO)が出願や審査について一元的な手続を行う「欧州特許」のスキーム(欧州特許条約(EPC))が存在しており、36カ国が締約している。しかし、欧州特許は「各国特許権の束」であると言われていたように、EPOが特許査定を判断した後は、出願人が指定する各EPC締約国において特許権が別々に独立して存在していた。そのため、特許権を行使しようとする際には、各国においてそれぞれ裁判手続を行わなくてはならず、訴訟コストの増大等の問題が指摘されていた。今後、EU特許とEEUPCが実現すれば、出願や審査だけでなく、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続も一元化されるため、欧州の特許制度が格段に効率化されることになる。欧州での単一特許についての検討は30年以上に渡って行われており、欧州産業界にとっては悲願であった。まだ翻訳言語問題を含めた完全な合意には至っていないものの、EEUPCの設置も含めた部分合意は歴史的な前進を遂げたと言える。また、欧州で活動する日本企業にとっても大きなメリットが期待できる。

プレスリリースでは、EEUPCの設立とEU特許は5億人の市場において単一の特許を安価に取得することができ、とりわけ中小企業に対する大きなメリットになるとしており、EU理事会の議長国であるスウェーデンのエヴァ・ビヨリング貿易相は、次のとおり述べている。

「困難な交渉を経て今日の合意に至ったことは非常に喜ばしい。理事会が欧州の革新的企業に対し、永らく望まれていた特許システムの改善についての明確なメッセージを出せたことを誇りに思う。EU特許は、EUにおけるイノベーションの保護を従来に比べ格段に安価なものとし、欧州産業界がグローバル市場において競争するためのより多くの機会を与えるであろう。」

ただし、これらの制度が実現するためには、今後、(1)EU特許の翻訳言語問題の解決、(2)欧州議会での承認、(3)統一特許訴訟制度がEC条約と適合しているとの欧州司法裁判所(ECJ)の判断(現在付託中)、及び、(4)特許手数料の加盟国への具体的な配分比率の決定、

などが必要である。このうち、翻訳言語問題については、EU理事会により別途規則が承認される必要がある。また、スペインが強い反対をしてきたところ、2010年前半の議長国が同国となることから、今後の対応が注目される。

主な合意項目は以下の通り。

## I. EEUPC の主な特徴

### (1) EEUPC の構成及び役割

EEUPC は一の第一審(a Court of First Instance)、一の控訴審(a Court of Appeal)及び一の登記部(a Registry)からなり、欧州特許及びEU特許に関する侵害及び有効性に関する民事訴訟を専管する。このうち、第一審裁判所は一の中央裁判所(a central division)、複数の地方及び地域裁判所(local and regional divisions)から構成される。また ECJ は、EU法規優先の原則及びその統一的理解を確保する役割を果たす。

### (2) 合議体の構成

高い裁判の質を確保するため、判事プールの形成と研修を行う。また、EEUPC を構成するいずれの裁判所も同様の高い質と法律的・技術的専門性を有することを保証する。

連続する3年間の訴訟件数が年平均50件以下である加盟国の裁判所については、年平均50件以上の訴訟件数を有する地域裁判所に加わるか、当該加盟国の国籍を持つ1名の法律系判事と、判事プールから割当てられる当該加盟国以外の国籍を持つ2名の法律系判事とで構成される合議体とする。

連続する3年間の訴訟件数が年平均50件を超える加盟国の裁判所については、当該加盟国の国籍を持つ2名の法律系判事と、判事プールから割当てられる当該加盟国以外の国籍を持つ1名の法律系判事とで構成される合議体とする。

全ての地方及び地域裁判所は、取消を求める反訴、又は侵害訴訟において当事者の一方の要求があった場合においては、3名の法律系判事に1名の技術系判事を加えて合議体が構成される。中央裁判所については、全ての合議体が2名の法律系判事と1名の技術系判事で構成される。技術系判事は、判事プールから案件ごとに割当てられる当該技術に造詣の深い判事とする。

### (3) 取消訴訟及び取消を求める反訴の管轄

取消訴訟は中央裁判所に提訴する。取消を求める反訴は地方又は地域裁判所での侵害訴

訟に対して提起できる。地方又は地域裁判所は、(i) 反訴につき審議を進める、(ii) 中央裁判所に照会した上で、審議を進めるか、又は停止する、若しくは (iii) 当事者の合意の下に中央裁判所へ移送する、ことができる。

#### (4) 手続言語

当事者が属する言語領域により不公平が生じないように、別途規則等で定める。また EEUPC は、特に当事者に中小企業や個人がいる場合、口頭審理において適切な範囲で翻訳及び通訳を提供する。

地方及び地域裁判所における手続言語は、原則当該加盟国が定める言語とするが、加盟国は EPO の公用語の 1 つ以上を手続言語として指定することができる。中央裁判所における手続言語は、特許の言語とする。控訴審における手続言語は、第一審での手続言語とする。

EEUPC に関する協定における手続言語に影響を与える今後の決定は、全会一致によるものとする。

#### (5) 移行期間

移行期間は、EEUPC に関する協定の発効後 5 年以内とする。移行期間中、欧州特許の侵害訴訟や取消の手続きは加盟国の国内裁判所による。また、移行期間終了前に国内裁判所に係属している事件の手続きは、その後も移行期間中のものによる。

EEUPC での手続が開始されない限り、EEUPC に関する協定の発効前に特許となった欧州特許又は出願した欧州特許出願の所有者は、移行期間終了前 1 か月前までに登録部へ通知することにより、EEUPC の専属管轄に対する適用除外を受けられる可能性がある。

#### (6) 合議体の構成及び取消を求める反訴に関する改正条項

欧州委員会は、取消訴訟や取消を求める反訴について、第一審裁判所の合議体の構成と裁判管轄に関する条項の機能、効率性、解釈を精査する。EEUPC の合意が発効した後 6 年、または、約 2000 件の十分な数の侵害訴訟が EEUPC によって決定された時点、のどちらか時期的に遅い方であって、必要であればその一定期間後に、欧州委員会は、ユーザーへの幅広いコンサルテーションと EEUPC の意見に基づいて、混成委員会(Mixed Committee)で決定される関連条項の継続、中止、修正について報告書を作成する。

欧州委員会は、地方及び地域裁判所の多国籍の合議体の構成を強化し、また、両当事者の合意を条件として取消を求める反訴または訴訟全体について中央裁判所に対して委託す

る、代替的な解決案を特に検討する。

(7) 提訴及び反訴の管轄

無効訴訟は中央裁判所に提訴する。無効訴訟に対する反訴は地方又は地域裁判所での侵害訴訟に対して提起できる。地方又は地域裁判所は、(i) 反訴につき審議を進める、(ii) 中央裁判所に照会した上で、審議を進めるか、又は停止する、若しくは (iii) 当事者の合意の下に中央裁判所へ移送する、ことができる。

(8) 手続言語

当事者が属する言語領域により不公平が生じないように、別途規則等で定める。また EEUPC は、特に当事者に中小企業や個人がいる場合、口頭審理において適切な範囲で翻訳及び通訳を提供する。

地方及び地域裁判所における手続言語は、原則当該加盟国が定める言語とするが、加盟国は EPO の公用語の 1 つ以上を手続言語として指定することができる。中央裁判所における手続言語は、特許の言語とする。控訴審における手続言語は、第一審での手続言語とする。

EEUPC に関する協定における手続言語に影響を与える今後の決定は、全会一致によるものとする。

(9) 移行期間

移行期間は、EEUPC に関する協定の発効後 5 年以内とする。移行期間中、欧州特許の侵害訴訟や無効の手続きは加盟国の国内裁判所による。また、移行期間終了前に国内裁判所に係属している事件の手続きは、その後も移行期間中のものによる。

EEUPC での手続が開始されない限り、EEUPC に関する協定の発効前に特許となった欧州特許又は出願した欧州特許出願の所有者は、移行期間終了前 1 か月前までに登録部へ通知することにより、EEUPC の専属管轄に対する適用除外を受けられる可能性がある。

(10) 合議体の構成及び無効訴訟に対する反訴に関する見直しのための条項

欧州委員会は、無効訴訟の提訴や反訴の観点から、第一審裁判所の合議体の構成と裁判管轄に関する条項の機能、効率性、解釈を精査する。EEUPC の合意が発効した後 6 年、または、約 2000 件の十分な数の侵害訴訟が EEUPC によって決定された時点、のどちらか定期的に遅い方であって、必要であればその一定期間後に、欧州委員会は、ユーザーへの幅広いコンサルテーションと EEUPC の意見に基づいて、混成委員会(Mixed Committee)で決定

される関連条項の継続、中止、修正について報告書を作成する。

欧州委員会は、地方及び地域裁判所の多国籍の合議体の構成を強化し、また、両当事者の合意を条件として無効訴訟に対する反訴または訴訟全体について中央裁判所に対して委託する、代替的な解決案を特に検討する。

#### (11) EEUPC の財源に関する原則

EEUPC は、訴訟費用からなる EEUPC 自身の収益と、移行期間において必要に応じて EU と加盟国以外の締約国（EU 加盟国以外の EPC 締約国）からの出資を財源とする。

訴訟費用は、EEUPC の想定される費用についての欧州委員会の査定を含む、欧州委員会の提案に基づいて、混成委員会で決定される。訴訟費用は、特に中小企業等に対する公平な司法へのアクセスの原則と、当事者への経済的利益を認識した上での EEUPC が必要とする費用に対する当事者の適切な貢献と、自己資金調達する裁判所の目標とを、正しいバランスに確保できるレベルに決定される。

#### (12) 非 EU 加盟国の加入

当初は、EU 加盟国でない EPC 締約国の協定への加入は、欧州自由貿易協定の締約国に対して開かれている。移行期間の後、混成委員会は、EPC 締約国が EU の法律の全ての関連する条項を完全に実行し、特許保護のために効率的な保護を導入している EPC 締約国の加入への招待を全会一致で決定することができる。

## II. EU 特許

### (1) 翻訳

EU 特許規則は、EU の機能に関する条約第 118 条第 2 段落に準拠して EU 理事会によって全会一致で採択される EU 特許の翻訳に関する別の規則を伴わなければならない。EU 特許規則は、EU 特許の翻訳に関する別の規則と共に発効されなければならない。

### (2) 更新手数料

EU 特許の更新手数料は、特許の存続期間中に増加し、出願段階で支払われた料金と共に、EU 特許の付与と管理に関連する全ての費用をカバーする。更新手数料は EPO に支払われ、EPO がその 50%を保持し、残りの金額は特許に関連した目的に使われる配分に応じて各加盟国に分配される。

EU 特許規則が発効すると、欧州特許機構(European Patent Organization)の管理理事会

(Administrative Council)の特別委員会(Select Committee)は、更新手数料の正確なレベルと配分を決定する。特別委員会はEUと全ての加盟国のみによって構成される。EU特許規則が採択されると同時に、特別委員会のEUと全ての加盟国の地位がEU理事会において決定される必要がある。更新手数料はこれらの原則に加えて、技術革新を促進し、欧州のビジネスの競争力を発展させることを目的として決定される。また、更新手数料はEU特許によってカバーされる市場規模を反映し、特別委員会の最初の決定時において平均的な欧州特許の更新手数料のレベルと同等である。

配分は、例えば特許活動のレベルや市場規模等の公正かつ公平な関連する基準を考慮して決定される。配分は、EPOの公式言語以外の公用語を持つこと、特許活動の偏って低いレベルを持つこと、及び、最近の欧州特許条約加盟に対する補償を考慮してなされる。

特別委員会は定期的にその決定を見直す。

### (3) 強化された加盟国とのパートナーシップ

「強化された加盟国とのパートナーシップ」の目的は、革新的な製品やサービスに対する市場へのアクセススピードを向上させると共に出願人の費用を減少させるより迅速な特許付与を目標として、審査の重複の回避を通じた特許付与手続の効率化を改善することによって技術革新を促進することである。強化されたパートナーシップには、中央の産業財産庁の既存の専門的知識を活用することと、将来的に特許システムの全体の品質を向上させるために中央の産業財産庁の能力を高めることの両方が含まれる。

強化されたパートナーシップによって、欧州特許出願による優先権主張を伴う各国の特許出願について欧州特許機構の加盟国の中央の産業財産庁によって行われた全てのサーチ結果を、EPOが定常的に活用することを可能とする。

中央の産業財産庁は技術革新の発展において重要な役割を果たすことができる。全ての中央の産業財産庁は、国内の特許付与手続においてサーチを行っていない庁も含めて、強化されたパートナーシップにおいて、中小企業を含む出願人へのアドバイス、特許情報の普及、及び、出願受領の必要不可欠な役割を有する。

強化されたパートナーシップにおいては、欧州特許の審査と特許付与手続におけるEPOの集中的役割を十分に尊重する。すなわち、EPOは参加する庁によって提供された審査結果を考慮することが期待されているものの、それを利用することは義務ではない。EPOが追加のサーチを行うことは依然として自由である。また、EPOに直接出願するという出願人の可能性を制限するものではない。



このパートナーシップは、質を確保するための欧州サーチ基準(ESS: European Standard for Searches)に基づいて行われる。欧州サーチ基準は、サーチに加えて、とりわけ研修、ツール、フィードバックと評価を含む。

EU 特許規則が採択されると同時に、欧州サーチ基準を含む強化されたパートナーシップの実行に関する EU と加盟国の地位が EU 理事会で決定される。そして、その地位は、欧州特許ネットワーク(European Patent Network)の範疇において、特に、利用スキームと欧州品質システムにおいて、欧州特許機構の政策の中で実行される。

#### (4) EPC の改正と EU の EPC への加盟

EU 特許が実施されるために、必要な程度、EPC が改正される。EU と加盟国は、EU の EPC への加盟を含めて、全ての必要な手段を講じ、実行する。この観点から必要とされる EPC 改正は、EU 特許の創設に関連しない、実体特許法のいかなる改正を意味するものでもない。

— 競争力委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[http://www.se2009.eu/polopoly\\_fs/1.26592!menu/standard/file/CC%20patent.pdf](http://www.se2009.eu/polopoly_fs/1.26592!menu/standard/file/CC%20patent.pdf)

— EU 議長国 (スウェーデン) のプレスリリースは、以下参照 —

[http://www.se2009.eu/en/meetings\\_news/2009/12/4/better\\_eu\\_patent\\_to\\_promote\\_innovation\\_in\\_europe](http://www.se2009.eu/en/meetings_news/2009/12/4/better_eu_patent_to_promote_innovation_in_europe)

— 関連する過去の欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

- ・ EU 競争力理事会、統一特許訴訟制度の EC 条約適合性 ECJ へ付託 (2009年5～6月号)

[http://www.jetro.de/j/patent/2009May\\_Jun/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2009May_Jun/News.pdf)

- ・ 欧州委員会、統一特許訴訟制度に関する交渉権獲得の勧告を採択 (2009年3～4月号)

[http://www.jetro.de/j/patent/2009Mar\\_Apr/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2009Mar_Apr/News.pdf)

- ・ 欧州統一司法制度の議論の現状 (2008年5～6月号)

[http://www.jetro.de/j/patent/2008May\\_Jun/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008May_Jun/News.pdf)

#### ・ 産業界が「環境技術と欧州の雇用」と題する報告書を公表

欧米の産業界連盟である CIED (Coalition for Innovation, Employment and Development) は、11月19日、「環境技術と欧州の雇用」(CLEAN TECHNOLOGY AND EUROPEAN JOBS)と題する報告書を公表した。

本報告書は、12月7日～18日にコペンハーゲンで行われる国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の第15回締約国会議 (COP15) の開催に先駆けて公表されたもの。2000年に策定されたリスボン戦略の「EUを世界で最も競争力と活力があり、知識基盤の経済にする」という目標実現のためにも環境技術における知的財産の適切な保護が必要、としている。これは、途上国が二酸化炭素排出量の削減に合意する見返りとして、環境技術に関連する特許の強制実施権等、先進国が保有している知的財産への自由なアクセスを要求しようとする動きに対して、EUやEU加盟国の代表が知的財産の保護の面において譲歩することのないよう積極的に働きかける狙いがあるものと考えられる。

本報告書は、コペンハーゲン・エコノミクス (2007年のGlobal Competition Review誌にて世界トップ20の経済コンサルタントにランクイン) がCIEDからの調査委託により作成。CIEDは、文字どおり、技術革新、雇用、発展に向けた取組を行っており、特に知的財産制度の強化を活動の柱に掲げている。欧米を中心とする主要な大企業や商工会議所によって構成されており、これらに関連する技術分野は電気電子から化学、医薬に至るまで広範にわたっている。

CIEDのテイラー代表はプレスリリースにおいて次のとおり述べている。「EUは気候変動に対処する新技術を発展させてきており、UNFCCCの交渉において知的財産権を保護することが目標達成への鍵である。強制実施権や知的財産排斥などの非自発的な手段は、経済を再活性化し、雇用を創出し、環境技術で世界をリードするというEUの可能性を失わせるということが報告書によって明らかにされた。」

本報告書の主なポイントは以下のとおり。

- 一 国際エネルギー機関 (IEA) の見積もりによれば、EUが合意を望んでいる「450ppm (気温上昇を約2°C以内に抑えるために超えてはならないとされる二酸化炭素濃度の基準値) シナリオ」の実現には、これからの20年間でEUにおいて環境技術の研究開発費として2兆5千億ドルの投資が必要。それにより、EUでは新エネルギー分野での直接的な雇用だけで200万人以上の雇用創出が見込まれる。関連する雇用を含めるとその2倍。
- 一 多額の投資を生み出すためには、知的財産権を強化し、企業や投資家に対するリスクを減少させる必要がある。
- 一 知的財産権が技術移転の障壁になると指摘されることもあるが、実際にはそうではない。16カ国における知的財産の法制強化前後を比較した研究 (Branstetter et al(2002))

では、知的財産権が技術移転に必要な前提条件となっていることが証明されている。

— CIED のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.thechied.org/NR/rdonlyres/etw4jw227wofe47o2thb34o4m5dcwyyfpp77iudhi4said623vp7ccxw34iyymj2wmym32tdzakef57eudime43h/11192009CleantechandEuroJobspressrelease.pdf>

— 報告書の本文は、以下参照 —

<http://www.thechied.org/NR/rdonlyres/edw3g6hxs4sfyzxcsnbstxme2epj4og5yzzrp6z34jyc47zqctmihkjkrcolegerwkym6hnmabzcs34owrkxyogh/CleanTechandEuroJobsFullReportFINAL.pdf>

### ・ 日本と欧州特許庁、特許審査ハイウェイ試行開始に合意

欧州特許庁 (EPO) は、11月13日、日本国特許庁 (JPO) との特許審査ハイウェイ (PPH) 試行開始に合意した旨、プレスリリースを行った。また、三極ウェブサイトと JPO のホームページにおいても同様の内容のプレスリリースが行われた。日米欧の三極特許庁は11月9日～13日に三極長官会合を開催しており、この合意は11月12日に京都で行われた日欧長官会合においてなされたもの。

PPH 試行は2010年1月29日から2年間の予定であるが、申請件数やその他の理由により延長または終了の可能性もある。EPO にとって、PPH 試行開始は米国特許商標庁 (USPTO) との試行に続いて2つ目。また、JPO にとって PPH 試行を開始した欧州の知財庁は、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、オーストリア、ハンガリーとの試行に続いて7つ目。

同時に、三極特許庁は、三極特許庁間の全ての PPH において、2010年1月29日から、パリ優先権主張を伴う出願だけでなく、PCT 出願の国際段階の成果物 (国際調査報告 (ISR) や見解書 (WO)、国際予備審査報告 (IPER)) を利用して PPH を申請することが可能になる旨、三極ウェブサイトにおいてプレスリリースを行った。

JPO は2004年から約5年間に渡って EPO との PPH に関する協議を継続してきた。欧州のユーザーが PCT を重視する傾向にあるため、EPO は PCT との整合性の観点から PPH への参加には慎重な姿勢を見せていたが、PCT 出願の国際段階を PPH の対象とすることによって EPO の同意が得られたと見られる。今回の合意によって、三極特許庁間の全てにおいて PPH が開通したことになり、日本の出願人にとっては日米間での PPH 試行開始から約3年半遅れて、ようやく EPO での PPH の利用が可能となる。なお、EPO には、簡素な手続きで早期審査 (PACE: Program for Accelerated Prosecution of European Patent Applications) を申

請するスキームも存在している。

— EPO によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20091113a.html>

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20091113.html>

— 三極特許庁によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.trilateral.net/news/Conference2009/epo-jpo-pph.pdf>

<http://www.trilateral.net/news/Conference2009/pct-pph.pdf>

— JPO によるプレスリリースは、以下参照 —

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/highway\\_pilot\\_program.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/highway_pilot_program.htm)

#### ・ フィンランドとハンガリー、特許審査ハイウェイ試行開始に合意

フィンランド特許庁 (NBPR) は、10月22日、ハンガリー特許庁 (HPO) との間において特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の試行開始に合意した旨プレスリリースを行った。

10月22日にブダペストで開催された両庁の長官会合において合意したものであり、NBPR のエナヤルビ長官は、プレスリリースにおいて、欧州の庁同士による初めての PPH の合意であるとのコメントを発表した。

PPH 試行は2010年1月4日より1年間の予定だが、延長の可能性もある。NBPR にとっての PPH 試行開始は、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、韓国知的財産庁 (KIPO) との試行に続いて4つ目。HPO にとっての PPH 試行開始は、JPO との試行に続いて2つ目。

— NBPR によるプレスリリースは、以下参照 —

[http://www.prh.fi/en/uutiset/P\\_171.html](http://www.prh.fi/en/uutiset/P_171.html)

#### ・ オーストリアとハンガリー、特許審査ハイウェイ試行開始に合意

オーストリア特許庁 (APO) とハンガリー特許庁 (HPO) は、12月16日と19日にそれぞれ、両庁の間で特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の試行開始に合意

した旨プレスリリースを行った。12月7日に両庁の長官の間で署名がなされており、2010年1月4日より開始される予定。

欧州の庁同士による PPH の合意はフィンランドーハンガリーに続いて2例目となる。APO にとっての PPH 合意は、日本国特許庁 (JPO) に続いて2つ目。HPO にとっての PPH 合意は、JPO とフィンランド特許庁 (NBPR) に続いて3つ目。

なお、両庁は、2008年9月に、APO が HPO に対して PCT 国際調査報告 (ISR) および予備審査報告 (IPER) の作成を外注することに合意するなど、特許審査の業務において密接な協力関係にある。

— APO によるプレスリリースは、以下参照 —

[http://www.patent.bmvit.gv.at/Home/Neues/41001\\_1.html](http://www.patent.bmvit.gv.at/Home/Neues/41001_1.html) (独語)

— HPO によるプレスリリースは、以下参照 —

[http://www.mszh.hu/hirek/hirek\\_200912191325\\_1.html](http://www.mszh.hu/hirek/hirek_200912191325_1.html) (ハンガリー語)

[http://www.mszh.hu/English/hirek/hirek\\_200912191325\\_1.html](http://www.mszh.hu/English/hirek/hirek_200912191325_1.html) (英語)

— APO から HPO への国際調査の外注については、欧州知的財産ニュース 2008年9～10月号 (Vol.28) 第3～4頁参照 —

[http://www.jetro.de/j/patent/2008Sep\\_Oct/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008Sep_Oct/News.pdf)

#### ・ 欧州特許庁、PCT出願の補充国際調査を含む新料金体系を公表

欧州特許庁 (EPO) は、11月12日、国際段階と欧州段階のほぼすべての手続料金を、2010年4月1日から引き上げることを公表した。10月28日に開催された欧州特許機構 (EPOr) の管理理事会において料金規則の改定が決定されたものであり、2008年の値上げに引き続き、わずか2年で再び全面的な料金の値上げが行われることとなった。

またこれと同時に、EPO は、PCT 出願の補充国際調査 (SIS) に関連する料金を公表した。EPO が国際調査機関 (ISA) として SIS を 2010年7月1日から開始するのに合わせて施行される。

改定のポイントは以下のとおり。

[2010年4月1日施行]

— 出願料、クレーム料、調査料、審査料等のほぼ全ての料金について5%程度の値上げ

[2010年7月1日施行]

- － EPOが行う SIS の料金は 1,785 ユーロ。
- － 欧州の ISA であるオーストリア特許庁, フィンランド特許庁, スペイン特許商標庁, スウェーデン特許庁, 北欧特許庁によって SIS が作成された場合には, 欧州段階での調査料から 940 ユーロの減額。
- － EPO によって SIS が作成された場合には, 欧州段階において追加的な調査を行わない。

<別添> 料金表

- － EPO のプレスリリースは, 以下参照 ー

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/decisions/archive/20091106.html?update=law>

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/decisions/archive/20091106c.html?update=law>

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/decisions/archive/20091106b.html?update=law>

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/journal/decisions/archive/20091109b.html?update=law>

- － 過去の EPO の料金改定については, 欧州知的財産ニュース 2009年1～2月号 (Vol.30) 第5～6頁, 及び, 2008年1～2月号 (Vol.24) 第4～6頁参照 ー

[http://www.jetro.de/j/patent/2009Jan\\_Feb/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2009Jan_Feb/News.pdf)

[http://www.jetro.de/j/patent/2008Jan\\_Feb/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2008Jan_Feb/News.pdf)

別添：料金表（主な手続料金のみ）

（単位：ユーロ）

種類	改定後料金	改訂前料金
出願料	105（オンライン出願）/190（紙出願） #明細書35頁まで。36頁以上の場合、 超過1頁当たり13ユーロずつ追加。	100（オンライン出願）/180（紙出願） #明細書35頁まで。36頁以上の場合、 超過1頁当たり12ユーロずつ追加。
クレーム料 （出願料に加算）	・210（15を超える場合の超過1クレーム当たり） ・525（50を超える場合の超過1クレーム当たり）	・200（15を超える場合の超過1クレーム当たり） ・500（50を超える場合の超過1クレーム当たり）
調査料 （欧州段階）	1,105（2005年7月1日以前の出願については800）	1,050（2005年7月1日以前の出願については760）
国際調査 手数料	1,785	1,700
補充国際調査 手数料	1,785	
国際予備 審査手数料	1,760	1,675
指定料	525（全指定とみなす）	500（全指定とみなす）
出願更新料	出願日から3～9年は420～1,260, 10年目以降は一律1,420	出願日から3～9年は400～1,200, 10年目以降は一律1,350
審査料	1,480（2005年7月1日以前の出願については1,645） ----- 1,645（欧州段階に移行したPCT出願 であって、EPOが国際調査をしていない案件）	1,405（2005年7月1日以前の出願については1,565） ----- 1,565（欧州段階に移行したPCT出願 であって、EPOが国際調査をしていない案件）
特許査定料	830	790
異議申立料	705	670
特許限縮料	1,050	1,000
特許取消料	475	450
審判請求料	1,180	1,120
再審請求料	2,625	2,500
期間徒過 救済処理 請求料	(1) 料金遅延納付の場合、その料金の50% (2) 特許査定料（第71規則(3)）遅延納付の場合、225 (3) その他の場合、225	(1) 料金遅延納付の場合、その料金の50% (2) 特許査定料（第71規則(3)）遅延納付の場合、210 (3) その他の場合、210

・ 欧州特許庁、五庁協力のウェブサイトを開

欧州特許庁（EPO）は、12月8日、日米欧中韓の五庁協力のウェブサイトを開した旨プレスリリースを行った。

欧州特許庁（EPO）、日本国特許庁（JPO）、韓国知的財産庁（KIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、米国特許商標庁（USPTO）は、2007年5月から五庁会合を開催しており、五

庁間におけるサーチと審査のワークシェアリングの環境を整えることを目的として10の基礎プロジェクトを立ち上げている。

今回の五庁協力のウェブサイトの公開は、前記五庁協力の目的や10の基礎プロジェクトについての情報を提供するためのもの。

10の基礎プロジェクトは以下のとおり。

- ・ 共通文献
- ・ ハイブリッド分類のための共通アプローチ
- ・ 共通サーチ・審査結果アクセス
- ・ 共通出願様式
- ・ 共通トレーニングポリシー
- ・ 相互機械翻訳
- ・ 審査実務と品質管理の共通化ルール
- ・ 審査のための共通統計パラメータ
- ・ サーチ戦略の共有化と文書化に向けた共通アプローチ
- ・ 共通のサーチおよび審査支援ツール

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20091208a.html>

— 五庁協力のウェブサイトは、以下参照 —

<http://www.fiveipoffices.org/>

#### ・ 欧州特許庁、欧州電気通信標準化機構 (ETSI) と覚書を締結

欧州特許庁 (EPO) は、11月24日、欧州電気通信標準化機構 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute) と覚書を締結したことを公表した。同日に開催された ETSI の第54回総会で署名が行われたものであり、欧州内外の産業界に裨益する協力をを行うことで合意した。具体的な協力内容は以下のとおり。

- 技術と標準に関する知識、情報、ドキュメンテーションの共有
- 標準と知的財産の問題に関する教育
- ETSI の知的財産権のデータベースと EPO の公的にアクセス可能な特許データベースとの連結



EPO が ETSI のメンバーに加入した 2003 年から、ETSI は EPO の審査官に対して先行技術文献の特定等の目的でドキュメンテーションへのアクセスを提供してきたが、今回の合意は両機関の協力関係を更に強化するもの。

同プレスリリースにおいて、EPO のファン・デア・アイク副長官代行（法務・国際担当）は、「主要な標準化機関と特許庁との間の制度に裏付けされた緊密な協力関係は、特許と標準の相互作用を改善し、透明性を作り出すと確信している。ETSI との合意は、両機関の間に既に存在している良好な関係の価値を明確にすると共に、標準についての幅広い戦略を支えるものである。」とコメントした。

一方、ETSI のヴァイゲル事務局長は次のように述べた。「EPO との合意は、ETSI のメンバーの知財の利益に対して指針を与え、保護するという我々が築いてきた良好な関係をさらに強化するものである。標準と知的財産権とは、今日の技術革新を担う者や新技術を探求する者にとって大変重要であり、切り離すことのできない間柄にある。」

EPO にとっては、7月に米国電気電子学会の規格協会（IEEE-SA）と覚書を締結したのに続いて、2例目の標準化機関との合意となった。さらに、EPO は、国際電気通信連合（ITU : the International Telecommunication Union）とも同様の合意に向けて交渉を行っている。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20090723.html>

— EPO と IEEE-SA との覚書締結については、欧州知的財産ニュース 2009年7～8月号（Vol.33）第6～7頁参照 —

[http://www.jetro.de/j/patent/2009Jul\\_Aug/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2009Jul_Aug/News.pdf)

## 《 意 匠 ・ 商 標 》

### ・ OHIM, WIPOと商標分類の協力を合意

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、12月3日、世界知的所有権機関（WIPO）と商標分類の協力を合意した旨、プレスリリースを行った。12月3日にウィーンで開催された国際商標協会（INTA）の欧州年次総会において、OHIM のデ・ボア長官と WIPO のガリ事務局長との間で署名が行われた。

OHIMは、22の言語に翻訳された10万にも達する商品とサービスの表示の分類リストを所有しており、これをWIPOに対して提供する。このリストは英国、ドイツ、スウェーデンの各庁によって調和されたリストであり、他のEUの各庁とのさらなる調和が見込まれている。OHIMの協力により、WIPOは様々な言語での商品と表示のデータベースを2010年10月までに3万表示にまで拡張することを目指す。

また、合意文書には共通の目標として、グローバルのユーザーに対して簡単で標準的な商標手続へのアクセスを提供するために、両機関が許容可能な商品とサービスの表示リストへの合意を目指すことや、両機関が許容可能な表示のグローバル・データベースの構築に向けた取組みへの世界のその他の庁の参加を期待することが記載されている。

同プレスリリースにおいて、デ・ボア長官は次のように述べている。「この合意は、商標ユーザーにとって不要な複雑な手続を取り除こうとする国際的な取組みにおける飛躍的進歩であり、グローバルのユーザーが求めてきた簡素化と透明性の向上に向けた重要なステップである。」

また、12月4日には、OHIMのホームページにINTAのドゥリュエセン事務局長が次のコメントを寄せている。「今回のOHIMとWIPOの分類協力の合意は、真に調和されたシステムの目標を実現し続ける上で、知財にとっての重要な節目である。知財の標準と手続の統合された将来のコレクションとなる基盤の拡張に向けて具体的な進展を果たしたが、INTAはウィーンで両機関の会合をホスト開催したことを誇りに思う。」

協力内容の具体的なステップとタイムフレームは以下のとおり。

#### 短期 (2010年)

1. WIPOの国際事務局(IB)は、OHIM、英国、スウェーデン、ドイツ及びその他の参加を希望する国によって共有される共通データベースの形式での、商品とサービスのEU調和分類の新版の確立と実行に向けたOHIMの努力を積極的にサポートする。

2. WIPOは、商品とサービスのニース国際分類の管理者の立場として、EU調和データベースプロジェクトの実行の期間、新しい表示の的確な分類について反対があった場合には、決定者としての役割を果たすべく対応する。

3. WIPOのIBとOHIMは、商品とサービスの互いの英語版のデータベースを2010年1

月までに相互に交換する。要請に応じて、可能な際には英語以外の OHIM とマドリッドシステムの使用言語でのデータベースの内容を補足するためお互いに取り組む。

4. 3ヶ月後に、WIPO の IB と OHIM は、マドリッドシステムと共同体商標の手続のそれぞれにおいて両機関が許容可能とする商品とサービスの分類表示のリストに合意するための作業を開始する。

5. 2010年の間に、WIPO の IB と OHIM は、共同体商標の出願または登録に基づく国際出願のための電子出願の設備を、希望する出願人に対して利用可能にするプロジェクトの計画と実行を行うために協力する。

#### 長期 (2011-2012)

6. OHIM は、できる限り多くの庁に許容される商品とサービスの分類表示のデータベースの確立をしようとする加盟国間の「グローバル・データベース」の試みについて、WIPO をサポートする。このデータベースは、まだデータベースに含まれていない商品とサービスの表示の追加を処理するワークフローを有する。OHIM は EU 調和データベースを通じて、この新たな取組みに貢献する。このような取組みの付加的な価値は、世界の知財基盤の確立への主要な貢献である。

7. OHIM と WIPO は、参加する知的財産庁内での商標出願データの移動の間の形式的な分類の問題を最小化するために、商標庁がグローバル・データベースを既存または将来の電子出願システムの基礎として活用するという見解をサポートする。

— OHIM のプレスリリースは、以下参照 —

<http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item1202.en.do>

— OHIM と WIPO の合意文書は、以下参照 —

[http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/news/newsItem/common\\_understanding\\_wipo\\_ohim.pdf](http://oami.europa.eu/ows/rw/resource/documents/OHIM/news/newsItem/common_understanding_wipo_ohim.pdf)

— OHIM に寄せられた INTA のドゥリュエセン事務局長のコメントは、以下参照 —

<http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item1204.en.do>

## 《模倣品・海賊版対策》

## ・ 欧州委員会、知的財産権エンフォースメント報告書2009を公表

欧州委員会は、10月21日、知的財産権エンフォースメント報告書2009 (IPR Enforcement Report 2009) を公表した旨プレスリリースを行った。本報告書は、2008年に実施された民間企業や政府機関に対するアンケートによって得られた400以上の回答結果とEU国境における差し止めのデータを基に作成されたものであり、模倣品や海賊版が深刻な問題であり、更なる協力が必要とされる国（「優先国」）のリストが提示されている。また、ビジネスにとっても貴重な情報源であり、知的財産権が侵害されている国や分野を知ることができる。

報告書の公表に際し、欧州委員会のキャサリン・アシュトン委員（通商担当）は、次のように述べている。「知的財産権はEUの経済成長と雇用、また産業競争力にとって重要な役割を果たしている。この報告書は知的財産権のエンフォースメントがEUの通商政策の主要目的であり続けることを明確に示したものである。」

本報告書では、民間企業から最も多くの懸念が示されたことと、EU国境において差し止めされた中国からの侵害品が54%であることから、中国を最優先国としている。また、例えばイスラエルやカナダ等の一部の先進国においても知的財産権のシステムに不備があることを指摘している。なお、2006年にも同様の報告書が公表されているが、今回は新たにカナダ、イスラエル、インド、アメリカが追加された一方、パラグアイとチリが削除されている。

ただし、本報告書は、全世界の知的財産権の包括的な状況分析の提供を意図しておらず、「優先国」とは、知的財産権の保護とエンフォースメントについて問題がある国ではなく、通商の観点からEUの利益が大きく損なわれている国である、としている。

優先国は以下のとおり。

1. 中国
2. インドネシア、フィリピン、タイ、トルコ
3. アルゼンチン\*、ブラジル\*、カナダ、インド、イスラエル、韓国、マレーシア、ロシア\*、ウクライナ\*、アメリカ、ベトナム

(\*の印は、欧州委員会との知的財産権の対話において実質的な進展があった国であり、進展の継続による状況が近く再評価される。)

さらに、本報告書では、強調すべき点として、ブラジルとインド、それを支持する中国やアルゼンチン等の国によって、世界貿易機関 (WTO)、世界知的所有権機関 (WIPO)、世界税関機構 (WCO) 等の多国間の議論において、EU やそれを支持する国による効率的な知

的財産権システムへの提案が反対され、そのために多国間での知的財産権のエンフォースメントに関する問題の解決が妨げられていると述べられている。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc\\_145206.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc_145206.pdf)

－ 知的財産権エンフォースメント報告書 2009 の全文は、以下参照 －

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc\\_145204.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc_145204.pdf)

－ 知的財産権エンフォースメント報告書 2006 の全文は、以下参照 －

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/november/tradoc\\_130596.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/november/tradoc_130596.pdf)

－ EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2008 については、欧州知的財産ニュース 2009 年 7～8 月号 (Vol.33) 第 11～12 頁参照 －

[http://www.jetro.de/j/patent/2009Jul\\_Aug/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2009Jul_Aug/News.pdf)

## 《特許情報・電子出願》

### ・ スイス知的財産庁，2008/09年年報公表

スイス知的財産庁は、2007 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

[https://www.ige.ch/fileadmin/user\\_upload/Institut/e/Annual\\_reports/Annual\\_report\\_08-09.pdf](https://www.ige.ch/fileadmin/user_upload/Institut/e/Annual_reports/Annual_report_08-09.pdf)

### ・ セルビア知的財産庁，2008年年報公表

セルビア知的財産庁は、2008 年年報を公表した。

－ 年報全文は、以下参照 －

[http://www.zis.gov.rs/en/pdf\\_o\\_nama/annual\\_report\\_2008.pdf](http://www.zis.gov.rs/en/pdf_o_nama/annual_report_2008.pdf)

### ・ フィンランド特許庁，2008年年報公表

フィンランド特許庁は、2008 年年報を公表した。

— 年報全文は、以下参照 —

[http://www.prh.fi/stc/attachments/tietoaphsta/vuosikertomus/vuosikertomus2008\\_en.pdf](http://www.prh.fi/stc/attachments/tietoaphsta/vuosikertomus/vuosikertomus2008_en.pdf)

## 《その他》

### ・英国知的財産庁の新長官にジョン・アルティ氏

英国知的財産庁 (UKIPO) は、12月14日、2007年4月から2009年10月まで長官を務めたフレッチャー氏の後任として、ジョン・アルティ (John Alty) 氏を新長官とする旨、プレスリリースを行った。現在、UKIPO はデネヘイ氏を長官代行としており、アルティ氏は2010年の早い段階で長官のポストを受け継ぐことになる。

アルティ氏は、UKIPO の上部組織であるビジネス・イノベーション・職業技能省 (BIS: Department for Business, Innovation and Skills) の、公正市場部長 (Director General in Fair Markets) を2005年から務めていた。なお、BIS は、2009年6月5日に、イノベーション・大学・職業技能省とビジネス・企業・規制改革省とが統合されたもの。

アルティ氏は同プレスリリースにおいて次のとおり述べている。「UKIPO の長官に就任したことは光栄。技術革新の後押しにより経済成長とビジネスの成功を生み出すという BIS の目的を支える点において、UKIPO は重要な役割を担っている。我々の知財の枠組みは商品やサービスの消費者にとっても重要である。英国内および国際的に実際の効果を与えるように UKIPO を支えていきたい。」

また、ラミー知的財産担当大臣は次のとおり述べている。「英国経済においてこれまでになく技術革新と発明が重要とされている時期に、アルティ氏が UKIPO の新しい役職に就いたことを歓迎したい。彼は UKIPO の仕事を前進させる上で、特に我々の最近の著作権戦略について、計り知れない程の豊富な経験を持っている。一緒に仕事をすることを楽しみにしている。」

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipa.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20091214.htm>

(以上)